

○旭川工業高等専門学校創立50周年記念事業寄附金事務取扱要項  
(平成23年1月27日制定)

旭川工業高等専門学校創立50周年記念事業寄附金事務取扱要項  
(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構創立記念等事業寄附金取扱要領（以下「記念事業要領」という。）第3条に基づき、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における創立50周年記念事業を支援することを目的とする寄附金（以下「記念事業寄附金」という。）についての申込み及び受入れに関し必要な取扱いを定めるものとする。

（寄附申込み）

第2条 記念事業寄附金の申込みは、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金規則（以下「寄附金規則」という。）第4条の規定にかかわらず、別に定める寄附金申込書（別紙様式1）を使用することができる。

（寄附受入れ）

第3条 記念事業寄附金の受入れについては、当該寄附金が本校自ら条件を定め寄附金を募り受入れるものであることを考慮し、次の各号のとおり取扱うことができる。

(1) 寄附金規則第5条の規定に定める受入審査を省略することができる。ただし、受入審査を省略した場合、出納命令役は当該寄附金を受入月毎に取りまとめ、記念事業寄附金受入実績報告書（別紙様式2）を作成し、受入審査機関及び校長へ報告しなければならない。

(2) 寄附金の受入れの決定及び通知については、寄附金規則第6条及び第8条の規定にかかわらず、前号ただし書きに定める報告をもって、省略することができる。

（寄附金領収書等）

第4条 記念事業寄附金にかかる寄附者へ発行する領収書及び礼状については、別に定める様式を使用することができる。

（寄附金受入金融機関）

第5条 記念事業要領第4条で規定する各学校が指定する取引金融機関等については、次のとおりとする。

- (1) ゆうちょ銀行（郵便局）
- (2) 北海道銀行

附 則

この要項は、平成23年1月27日から施行する。

この要項は、記念事業寄附金の受入終了をもって廃止する。

## 旭川工業高等専門学校創立50周年寄附申込書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
旭川工業高等専門学校長 殿

(フリガナ)

ご芳名・法人名等

郵便番号 —————

ご住所

電話番号 —————

旭川工業高等専門学校創立50周年記念事業推進のため、下記のとおり寄附します。

寄附金額 金 円也

振込(振替)方法 (利用される振込(振替)方法にレ印を付してください。)

郵便振替  銀行振込(北海道銀行)

以下の該当箇所にレ印を付してください。

本校との関係

- 学生(平成 年入学、学科名: )  
 卒業生(卒業年 昭和・平成 年、学科名: )  
 保護者(平成 年入学、学科名: , 学生氏名: )  
 法人等(担当部署: 担当者名: )  
 名誉教授  元本校教職員  本校教職員  
 その他( )

ご芳名の記念銘板・寄附者名簿等への掲載

- 個人名及び寄附金額の掲載を希望しない。  寄附金額の掲載を希望しない。

通信欄 (希望、その他本校へのご意見等がありましたらご記入下さい。)

※所得税・個人住民税の寄附金控除を受けられる場合は、申告をされる方(学生の場合は保護者の方)のお名前でご寄附ください。

※本申込書により本校へ提出いただく住所・氏名などの個人情報につきましては、創立50周年記念事業に関する業務以外には利用いたしません。

**送付先 :** 旭川工業高等専門学校 創立50周年記念事業担当  
〒071-8142 旭川市春光台2条2丁目1番6号  
TEL:0166-55-8111 FAX:0166-55-8142

記念事業寄附金受入実績報告書

		報告年月日	
校長	受入審査機関		

平成 年 月末現在における記念事業寄附金の受入について下記のとおり報告します。

預り金の種類	前月末受入額	当月受入額	当月末受入額	備考
ゆうちょ銀行				
北海道銀行				
合計				